

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市安佐北区可部南五丁目1番30-10号  
氏 名 丸伸企業株式会社  
代表取締役 金島聖貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 二井 関 成



許可の年月日 平成19年 8月12日

許可の有効年月日 平成24年 8月11日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、木くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん

(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上13種類

#### (2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3. 許可の条件

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年8月12日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無  
無